様式３

会　　議　　録

会議名 （審議会等名）		令和８年度第１回相模原市医療的ケア児等支援地域協議会		
事務局 （担当課）		高齢・障害者福祉課　電話０４２－７０７－７０５５（直通）		
開催日時		令和８年９月９日（水）　午後７時００分～８時３０分		
開催場所		相模原市民会館　２階　第２大会議室　／オンライン		
出席者	委　員	１６人（別紙のとおり）		
	その他	０人		
	事務局	１１人（高齢・障害者福祉課長、こども施設課総括副主幹、保育課長、陽光園所長、児童発達支援センター長、支援教育課長、高齢・障害者福祉課総括副主幹、同主査、同主任２名、同主事）		
公開の可否		■可　□不可　□一部不可	傍聴者数	１人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議　題		１　開会 ２　議事 （１）医療的ケア児等コーディネーターの事業報告について （２）医療的ケア児支援法の改正について （３）第２期 共にささえあい生きる社会　さがみはら障害者プランの進捗状況と今後の方向性について ３　その他 （１）令和９年度からの協議会名称について （２）共にささえあいサポーター募集について ４　閉会		

議　事　の　要　旨

主な内容は次のとおり。

開会前に事務局より、資料の確認と欠席委員の案内を行った。

1　開会

河合会長より開会の挨拶があった。

2　議事

（1）医療的ケア児等コーディネーターの事業報告について

事務局から資料1について説明した。

意見等は次のとおり。

（新田委員）

相談内容は福祉サービスと健康医療の相談が多いようだが、具体の内容についてもう少し伺いたい。

（和田委員）

中央区においては、福祉サービスに関しては、日中の預かり先など、保護者のレスパイト目的の相談が多い。

健康医療について、本人の状態像が不安定になった際に、福祉サービスの利用だけでなく、医療との連携が必要との相談などである。

（須合委員）

南区においては、福祉サービスにすぐ繋がらない場合であっても、見学の調整をすることもある。健康医療については、福祉サービス使ってない方で、体調面で健康に関わる相談を受けている。

（野々田委員）

健康医療について、状態の相談があるとのことだったが、例えば主治医以外の医師にも相談をしたいといった声はあるのか。

（須合委員）

主治医以外の医師の意見が欲しいなどの相談はないが、主治医との関係性について相談されることもある。

（野々田委員）

またなにか情報があれば教えてほしい。これだけ医ケアコーディネーターが活躍しているにも関わらず、医師からコーディネーターを紹介することが今まで少なかった。

病院のソーシャルワーカー経由で紹介することが多いと思うが、ポスターやパンフレット等の周知啓発など、支援に繋がる方策などを検討されてい

るのであれば、教えてほしい。
（和田委員）
医療的コーディネーターのリーフレットはあり、関係機関への周知は進んでいくと考える。
（須合委員）
本人、ご家族等の必要な方に周知が出来るよう、相談ニーズをキャッチされた方からコーディネーターの情報提供をしていただけると有難い。

（２）医療的ケア児支援法の改正について
事務局から資料２―１、２－２、参考資料１、２について説明した。

意見等は次のとおり。
（松岡委員）
今回の法改正で、医療的ケア児だけでなく、重症心身障害児も支援の対象となった。これまでも自主事業で支援してきた後に、法律が後からバックアップする状況があった。例えば居宅訪問型児童発達支援の見込みが令和８年は急増するが、令和９年度には激減するといった見込みがある。法改正のタイミングで保障される仕組みがあると、受け入れ可能な施設も増えるのではと考える。
（保育課）
医療的ケア児の受け入れ可能な保育園は、現在５園である。受け入れている、受け入れていないにかかわらず、体制を維持するというところでの支援をしている。重症心身障害児の保育園の支援については市として脆弱な部分があったため、課題認識し検討していきたいと考えている。

（玉手委員）
資料 2－1 にある医療的ケア児等支援センターについて、資料には政令指定都市も設置可とあるが、相模原市は設置する方向で考えているように推測している。
現在は相模原市社会福祉事業団が神奈川県からセンター業務を受託しており、会議の出席や県内広域に跨るサポートや調整などを実施している。今回の法改正に伴い、支援対象者の範囲が広がるとともに災害対策等も求められる。今後、どの機関がセンター業務を担うのがよいか、検討していただきたい。
（事務局）
医療的ケア児等支援センターについては、これまでは神奈川県により設置さ

れていたが、今回の法改正によって政令市も設置が可能になった。
他政令市である横浜市、川崎市はすぐにでも設置できるような状況であり、相模原市も設置する方向で検討している。センターについては、具体的な機能面について国からも明示されていないため、面的整備なのか、多機能型で整備するのか等の検討が必要と考える。今後の設置に向けて、本協議会内で意見を伺いながら進めていきたい。

（都築委員）
今回の法改正に伴い、就労支援のサポートはどの程度まで介入していくことになるか。
（事務局）
現在も障害者のある方の就労については、就労援助センター等が支援を行っている。そのような機関とどう連携していくか検討中である。

（富川副会長）
小児在宅の学会で今回の法改正について、切れ目のない支援、１８歳の壁、進路の問題等が話題にあがっていた。家族や関係機関が支援をする際の費用の負担もあるため、この協議会を通じて市から国に要求をしていきたい。
また、災害に関しては、人工呼吸器の方が福祉避難所を利用することは負担が高く、また家庭内で生活する負担も大きい。母子分野では災害時の個別避難計画を策定しているが、医療的ケア児等についても市の防災担当との連携が必要と考える。その際に、行政機関内で個人情報の共有を図る仕組みも必要である。
現在、家族のレスパイトについては北里大学のアスパラが主に担っており、相模原療育園でも今年度からの受け入れを目指してはいるものの、人材不足の課題があり、受け入れ体制を整えづらい状況にある。受け入れを出来る施設の拡大や、看護師の募集については検討課題である。その他、医療的ケアを担う保育士等の技能研修後の実地訓練を行うフォローアップなどが重要と考える。

（河合会長）
今後の協議会の構成委員について、当事者家族や当事者に参加を打診する場合、どのような形であれば参加が可能になるか。
（新田委員）
会議の時間帯が夜間になることで参加が難しい部分もあるが、オンライン等であれば参加可能か。

参考資料１に相談窓口についての記述があるが、平日の日中だけでなく３６５日２４時間相談ができる窓口があることが当事者家族にとっては理想であるため、出来るだけ相談窓口の時間帯を広げてほしい。
また、松が丘園で実施している一時ケアの受け入れ時間の拡大を検討してほしい。いざという時の受け入れ先があることは当事者家族にとって大きな安心につながる。
（玉手委員）
一時ケアは松が丘園で実施している。一時ケアの管轄部署に、意見があったことは伝える。

（３）第２期 共にささえあい生きる社会　さがみはら障害者プランの進捗状況と今後の方向性についてについて
事務局から資料３、参考資料３について説明した。

（和田委員）
短期入所の受け入れは厳しい状況。重心児の受け入れ先は広がってきたが、他の障害と重複すると厳しい。病院と協力しながらなんとか保っている。相模原市は受け入れ先を整理していく方針はあるか。今回の法改正で検討を深めていけるとよい。
（富川副会長）
学会でも話題になっていたのは、児童相談所で医ケア児をあずかれない課題があると。児童相談所を協議会の構成員にいれることは重要。

（松岡委員）
障害者プランについて、資料３では重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備目標が未達成となっている。ケアが必要な児が日中に通える場が予定通り作れていないということと思うが、こういった支援を行いたい事業所が少ないのか、それとも他に課題があって認められないから未達成なのか。事業所からの相談件数等を聞きたい。
また、これまで１８歳以上のケアが必要な方に対して法律の壁があり、医療やサポートの提供が行いきれない部分もあった。医ケアコーディネーターを現在の３名から令和１１年に１２名とする目標はこうした１８歳以上の方の相談も受けていくという考えからなのかを伺いたい。
最後に、災害時の支援について、神奈川県の資料では、企画部門に福祉、医療、保健、教育、労働等の機関が名前に挙がっている。相模原市では実際の災害時にどのように連携するか等のなにか指針はあるのか伺いたい。

（事務局）
事業所からの相談件数については、後日福祉基盤課に確認する。
【後日福祉基盤課への確認結果】
主に重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所について、年間１～２件の新規開所相談があり、相談のあった事業所については開所に至っている状況である。相談内容は、主に人員配置基準や必要な設備などに関することである。
医ケアコーディネーターの人数については、基本的に現在コーディネーターが配置されているキーステーションは、障害種別を問わずに相談を受ける窓口であるため、キーステーションの職員の誰であっても相談を受けられる体制を作るために、職員の人数である１２名を目標値としている。
また、災害時対策の指針については、保健医療の体制での指針はあるが、人工呼吸器等の医ケア児者の把握がどこまで進んでいるか、確認をしていく必要があると考えている。
（新田委員）
人工呼吸器利用者の把握は人工呼吸器の家族の会があり、電源確保の数で把握していると考える。
現状ではどのような医療的ケアが必要であっても受け入れる事業所と、そうでない事業所があり、多くのケアが必要とされる方は通える場が少ない。
体制検討していく際に、ケアが必要な方を数で見ていく際には個別性の高さも考慮する必要があると考える。生活介護で新たに受け入れ定数を確保するとあるが、どのような介助方法をしているか等の丁寧な分析が必要と考える。
医ケア児の把握については、医療的ケアの判定スコアが参考にならないか。
（野々田委員）
多少の参考にはなると思うが、スコアの数値だけで正確に把握するのは難しいと考える。
（事務局）
判定スコアを扱っている各区相談課窓口課と確認していく。また、放デイ等でどんな支援を受けている等も確認していく。

３　その他
（１）令和９年度からの協議会名称について
河合会長より令和９年度からの会議名称について意見を求めた。
（富川会長）

事務局が示したとおり、「医療的ケア児等支援地域協議会」という名称でよいと考える。

（2）共にささえあいサポーター募集について

事務局より共にささえあいサポーターについて、パンフレットを用いて説明。

4　閉会

河合会長から閉会の挨拶があった。

以　上

令和８年度第１回　相模原市医療的ケア児等支援地域協議会

（敬称略）

	所属	氏名	備考
1	鶴見大学短期大学部	河合　高鋭	会長　出席
2	一般社団法人相模原市医師会	富川　盛光	副会長　出席
3	一般社団法人相模原市医師会	都築　慶光	出席
4	学校法人北里研究所 北里大学病院	野々田　豊	出席
5	一般社団法人相模原市医師会	荒川　雅子	出席
6	社会福祉法人ワゲン福祉会	村上　研一	出席
7	特定非営利活動法人はる	新田　文恵	出席
8	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 基幹相談支援センター	玉手　邦明	出席
9	相模原市私立保育園・認定こども園園長会 社会福祉法人さがみ愛育会	松岡　裕	出席
10	相模原市幼稚園・認定こども園協会 学校法人日高学園	日髙　倫明	欠席
11	相模原市立小・中学校長会代表者会 相模原市立上鶴間中学校	折原　奈帆	出席
12	神奈川県立相模原中央支援学校	三森　吉徳	出席
13	相模原公共職業安定所	町田　かおる	欠席
14	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 緑障害者相談支援キーステーション	田極　法恵	欠席
15	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 中央障害者相談支援キーステーション	和田　幸恵	出席
16	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 南障害者相談支援キーステーション	須合　優佳	出席